第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の背景と趣旨

平成 18 年に自殺対策基本法が施行されたことにより、自殺は「個人の問題」ではなく「社会の問題」と認識され、国、地方自治体、関係機関等により自殺の実態に即した様々な対策が実施されました。その結果、自殺者数は、平成 15 年の 34,427 人をピークに、平成 24 年には３万人を下回り、令和４年には 21,881 人と着実に減少しております。しかし、自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺による死亡率）はＧ７諸国の中で最も高く、自殺者数も２万人を超えており、わが国はいまだ非常事態にあります。

自殺対策基本法は平成 28 年に改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施され、誰もが必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が地域自殺対策計画を策定することと明記され、本市でも前回計画である「神栖市いのちを支える計画」を策定し、自殺対策に取り組んできました。

しかし、前回計画期間中である令和２年以降、新型コロナウイルス感染症の影響で経済状況の悪化や社会的交流の制限等により、自殺者総数も増加しただけでなく、子どもや女性の自殺が増えたことから、より多様な自殺対策が求められることとなりました。

そこで、国は令和４年に「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」を定め、これまでの自殺対策施策の総合的な推進と新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた支援などの推進を掲げ、子ども・若者、女性への対策を重点的に取り組む施策として新たに位置付けました。同時に地域自殺対策計画を各地域の自殺対策のけん引役とすることで、総合的かつ効果的な自殺対策を推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指しています。

また、子どもの自殺増加を受けて、こども家庭庁自殺対策室を中心に、子ども・若者の自殺対策に関する初めての政策的な枠組みである「こどもの自殺対策緊急強化プラン」がまとめられています。

本計画は、こうした動向を踏まえ、本市の自殺予防対策を総合的に推進する計画として策定するものです。

２　計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第 13 条第２項の規定に基づく「市町村自殺対策計画」です。

また、「第３次神栖市総合計画」の個別計画として位置付けるとともに、「第３次健康かみす 21 プラン」・「神栖市地域福祉計画（第４期）」・「神栖市子ども・子育て支援事業計画（第３期）」・「神栖市高齢者福祉計画」などのほかの個別計画及び「茨城県自殺対策計画」との整合を図りながら策定するものです。

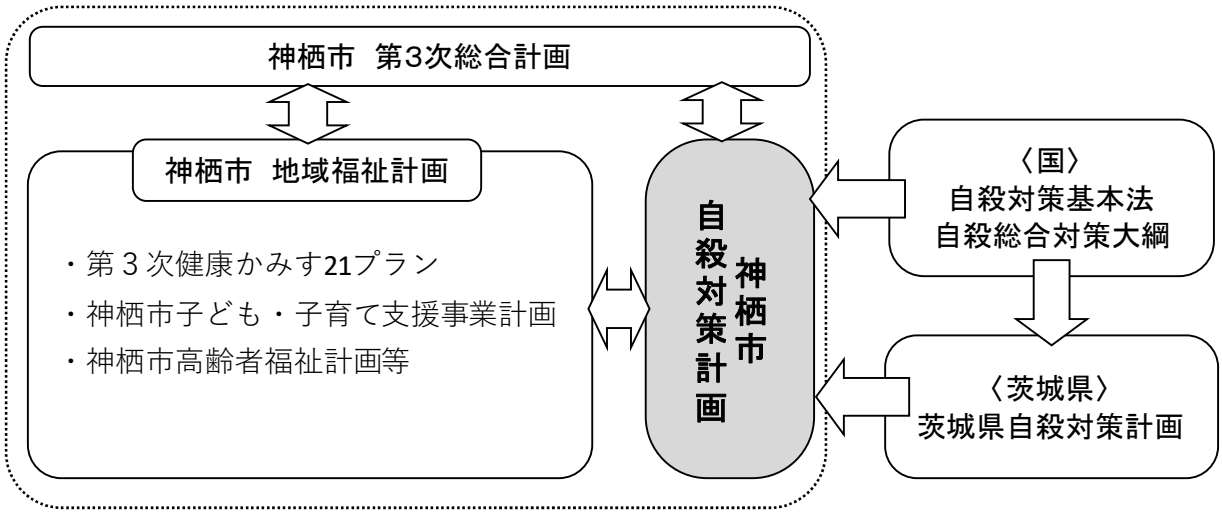

３　計画の期間

本計画の期間は、令和７年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの５年間とします。

なお、神栖市総合計画などとの整合性や、国の動向、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

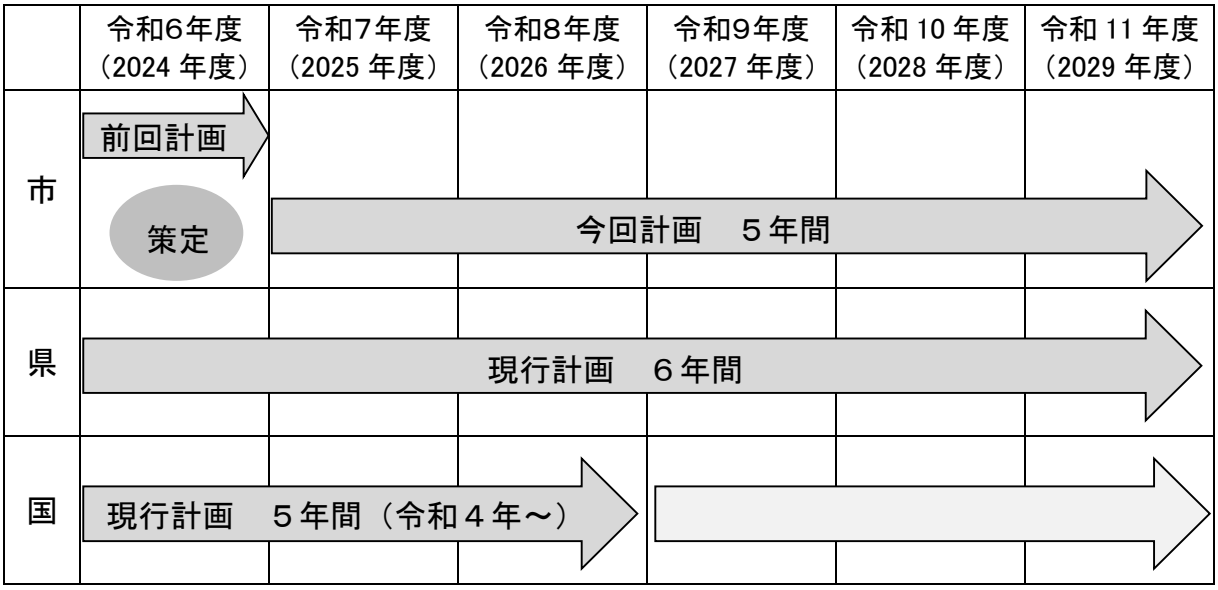

４　国・県の動向

（１）国の自殺対策の動向

「自殺対策基本法」では、自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」に基づき市町村の自殺対策計画を策定することとされており、「第２期神栖市いのちを支える計画」では、令和４年に改定された「第４次自殺総合対策大綱」を踏まえていく必要があります。

「第４次自殺総合対策大綱」では、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進と強化」や「女性に対する支援の強化」などが今後５年間で取り組むべき新たな施策として位置づけられ、重点事項も示されています。

１．子ども・若者の自殺対策の更なる推進と強化

・自殺等の事案について詳細な調査や分析を進め、自殺を防止する方策を検討
・子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組み等の構築
・命の大切さ・尊さ、SOS の出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進
・学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信
・令和５年４月に設立された「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備

２．女性に対する支援の強化

・妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取り組みを強化

３．地域の自殺対策の取り組み強化

・地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援
・地域自殺対策推進センターの機能強化

４．総合的な自殺対策の更なる推進・強化

・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
・国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化

重点事項

〇自殺死亡率を今後 10 年間で 30%以上減らす。自殺者は年間 1 万 6000 人以下に
〇長時間労働解消に向け、企業への監督指導を強化。職場でのメンタルヘルス対策やパワハラ対策を進める
〇産後うつ対策で出産間もない女性をサポートする体制を確保。性的マイノリティに対する周囲の理解促進も
〇学校現場での「SOS の出し方教育」をさらに推進する

（２）自殺対策につながる国の福祉施策の動向

各種の福祉施策は地域生活の課題が多様化、複雑化している現在、自殺対策につながる重要な施策となっています。

◎生活困窮者自立支援制度

経済的な問題で生活に困っている人、長く失業している人、引きこもりで悩んでいる人など、これまで制度の狭間で支援を受けられなかった複合的な課題を抱えた人たちを、包括的な相談体制で支援し、本人の状況に応じた具体的な個別支援につなぐ制度が平成 27 年度から始まっています。令和７年４月１日には生活困窮者自立支援法の改正法が施行され、生活困窮者の自立に向けた各種施策が拡充されることとなります。

◎地域共生社会の実現

令和２年の社会福祉法の改正により、地域共生社会が規定されています。同法においては、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備を求めており、令和３年４月からは、その手法の一つとして「重層的支援体制整備事業」が創設されています。従来、分野ごとに行われていた相談支援や地域づくりが包括的な支援として行われています。

◎孤独・孤立対策

令和６年４月には孤独・孤立対策推進法が施行されています。新型コロナウイルスの感染拡大により、孤独・孤立問題が深刻化し、女性や若者の自殺増加の要因ではないかと考えられ、国は「孤独・孤立対策の重点計画」を踏まえ、統一的な相談窓口体制の推進などに取り組んでいます。

◎困難な問題を抱える女性支援法

令和６年６月には困難な問題を抱える女性支援法が施行されています。都道府県に対して「女性相談支援センター」の設置を義務づけているほか、民間団体と協働しての居場所の提供などの取り組みを通して、問題を抱えながら SOS を出せずにいる女性を見つけ、相談対応や支援につなげることとし、自殺対策との関連も深い内容となっています。

◎こども家庭庁の創設とこども基本法

令和５年４月にはこども家庭庁が新たに創設され、こども基本法が施行されています。子どもや若者の成長を社会全体で支えていくことが重要であるとし、大人が中心となっているこの国や社会のかたちを「こどもまんなか社会」へ変えていくとしています。こども施策の総合的な推進により、こどもや若者の視点に立った自殺対策が求められます。

（３）県の動向

茨城県では、令和６年３月に「第２次茨城県自殺対策計画アクションプラン」を策定しています。同計画は、「第８次茨城県保健医療計画」の「第１章 第２節 医療体制の確立」の「５ 精神疾患」の中の「ソ 自殺対策」の部分を「第２次茨城県自殺対策計画」とした実行計画となります。

第２次茨城県自殺対策計画の推進方策

a 自殺対策の普及啓発
b 相談体制の充実強化
c 人材の育成
d 自殺対策の推進体制

アクションプランの基本方針

1 普及啓発の推進
2 自殺対策に係る人材育成
3 心の健康づくりの推進
4 適切な精神保健医療福祉サービスの提供
5 自殺リスクの低減
6 自殺未遂者の再度の自殺企図の防止
7 遺された人への支援
8 子ども、若者、高齢者への自殺対策の推進
9 勤務問題に対する自殺対策の推進
10 自殺対策の推進体制の強化